

最高裁秘書第4772号

平成29年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

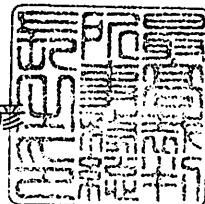
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第63号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年11月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年11月28日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が開示した文書（平成28年9月28日付け司研企二第966号司法研修所事務局長通知「弁護実務修習に対して望むこと」について）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断に対し、「67期集合修習A班カリキュラムの概要」及び「67期集合修習B班カリキュラムの概要」がインターネット上で公表されているにもかかわらず、特段の弊害が発生していないことからすれば、本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

「弁護実務修習に対して望むこと」について（平成28年9月28日付の司法研修所事務局長通知）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年10月3日付けで本件対象文書の一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書は、分野別実務修習のうち弁護修習に関する文書であり、その指導担当者等に向けて指導に関する指針や具体的な留意事項などを示した文書である。

弁護実務修習においては、弁護士として広範多岐にわたる領域で活躍できるよう、与えられる課題に限らず自主的に課題を設けて取り組み、目の前の事象のみならずその背景や社会の動きに关心を持って修習に臨み、法曹実務家として必要な汎用的能力を修得することが期待されている。

この修習の目的から、弁護実務修習を一層充実したものとするためには、指導担当弁護士等が担当する司法修習生の能力等を踏まえて、それぞれの司法修習生に適した指導を行うことが肝要である。本件対象文書のうち一部不開示とした情報は、弁護実務修習の具体的な指導方針及び内容であるが、同部分が公にされた場合には、司法修習生自身がそれに焦点を絞ることに注力し、自らの課題を自覚した上での積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど上記修習の目的にそぐわない行動をとる者が出てしまうおそれがあるため、行政機関情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する情報として、同部分を不開示としたものである。

なお、苦情申出人が苦情申出の内容で掲げているインターネットで公表されている文書（以下「申出人文書」という。）は、平成26年度に実施された第67期集合修習について、その概要を事後的にとりまとめて実務修習指導担当者の参考資料として作成された文書であり、本件対象文書と申出人文書とは、その趣旨と内容が大きく異なるものである。したがって、申出人文書が公表されていることは、原判断に何ら影響を及ぼすものではない。

よって、原判断は相当であると考える。